

齋藤藤男議員に対する問責決議

本市議会では、大田原市議会基本条例において、「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする」と規定している。加えて、大田原市議会議員倫理条例においても、議員は、市民全体の代表者としてその品位と名誉を重んじ、当然に遵守するものとして、市民の信頼を著しく損なう行為をしない旨規定している。

しかしながら、齋藤藤男議員は、子が通う小学校の健康診断の結果に不満を抱き、学校医に問い合わせをしたが、説明に納得がいかず、冷静さを欠いて、当該医師に対し「医者を辞めてしまえ」などと不適切な発言をした。

その結果、医師が身の危険を感じ、学校医を辞任したことで、学校保健安全法に規定されている学校医が同校において後任不在となる事態を招くこととなった。

このような行為は、市議会及び市議会議員の品位と名誉を傷つけるとともに、市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであり、市議会として到底看過することはできない。

また、審査請求に基づき設置された議員倫理委員会において、齋藤藤男議員本人が自らの行為をハラスメントと認め、同委員会は当該行為が議員倫理基準に違反すると認定した。

よって、本市議会は、齋藤藤男議員に対し、猛省を促し、その責任を問うとともに、議員としての倫理性を常に自覚するよう強く求める。

なお、我々は、今回の事案を教訓にハラスメントの根絶に努めるとともに、議会人として自らの言動に責任を持ち、市民の信頼を裏切ることがないようあらためてここに確認する。

以上、決議する。

令和6年9月2日

大田原市議会